

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月16日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	給水流量計(FI-640-24B)点検において、計器精度の逸脱が認められたため、当該流量計を点検・修理	
2	3号機	炉心スプレイ系テスト可能逆止弁バイパス弁(AO-14-91A)の点検時、電磁弁用フレキシブル電線管表面に損傷が認められたため、当該電線管を交換	
3	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン低圧主蒸気止め弁の点検時、ピストン駆動部のバネに折損が認められたため、当該バネを交換	
4	3号機	復水器真空破壊弁(MO-32-51)の点検時、駆動部の手動切換えレバーに動作不良が認められたため、駆動部を点検・修理	
5	3号機	制御棒駆動水圧ユニットにおける逆止弁点検時、115弁及び138弁のボール(弁体)に損傷が認められたため、当該ボールを交換	
6	4号機	廃棄物処理系廃液脱塩器等の制御盤において、プログラムタイマのタッチパネル部保護カバーに損傷(割れ)が認められたため、当該カバーを修理	
7	4号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(B)において、加熱・給液用流量調整弁制御器の保護カバーに損傷(割れ)が認められたため、当該カバーを修理	
8	6号機	非常用ディーゼル発電機(6B)制御室内の壁(非管理区域)において、放射性物質の構内運搬車に標示する為のステッカーが貼られていたため、撤去及び対応検討	
9	その他	事務本館別館の通信設備点検時、2階予備室B東側の保安電話用分歧箱(2T-4A)に破損が認められたため、当該分歧箱を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	その他	技能訓練棟他の通信設備点検時、保安電話用分岐箱(3箇所)の端子台の一部に発錆が認められたため、当該端子台を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで